平成２９年（フ）第１８５号
兵庫県加古川市野口町北野991番地の210、従前の住所兵庫県神戸市西区枝吉１丁目101番地　県住609号
債務者　安藝　紀子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３５号
兵庫県姫路市延末246番地１　手柄コーポ２－３Ａ
債務者　横井　久義
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２４２号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目16番25号スカイビラ東播408号
債務者　中谷　正樹
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６２号
鳥取県米子市永江240番地　49－２－39号
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６３号
鳥取県米子市米原８丁目13番８号　Ｃ号
債務者　疋田富美子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６９号
鳥取県西伯郡大山町田中1094番地２
債務者　堀本　千秋
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４００号
広島市佐伯区八幡東４丁目29番21号
債務者　宮田　秀信
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
広島県三次市吉舎町吉舎1562番地４
債務者　吉川真奈美
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第７２２号
福岡市早良区原団地18番101号
債務者　緒方　　忍
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５６号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央４丁目12番27号
債務者　藤野　準一
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６３号
福岡市中央区福浜１丁目５番３－338号
債務者　岩崎　武彦
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８１３号
福岡市博多区東那珂１丁目12番20―301号
債務者　辻　　博幸
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９８号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目41番７号　サンコーポ202号
債務者　田代　　孝
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５５号
富山市海岸通３番地　三菱レイヨン西社宅20号
債務者　山下　紀子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４号
愛媛県宇和島市御幸町２丁目３番12号
債務者　牧村　卓哉
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２５号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲190番地６　中原荘２－１
債務者　宮崎　　裕
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１１１号
岐阜県美濃市646番地１
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
岐阜地方裁判所